

## 岐阜市学校インターネット利用についてのガイドライン

岐阜市教育委員会 平成11年12月 2日 決裁

インターネットでホームページを公開することは、国内にとどまらず全世界に情報を発信することであり、不特定多数の人がその情報を入手できることになる。

各学校においてホームページの作成や電子メールを利用するにあたっては、本市の「学校教育指針」を踏まえるとともに、関係法令の遵守、人権の尊重はもとより、下記の事項に留意して各学校関係委員会を中心に組織的・計画的に取り組むことが必要である。

### 1 ホームページの作成内容について

各学校の教育内容についての理解を促すための、学校・学級等の活動内容の公開を基本とする。

情報公開にあたっては、以下の項目にあげる、指導上知り得た秘密の厳守・プライバシーの保護などに関して十分配慮する。

### 2 個人情報の保護について

個人情報とは、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」であり、個人の氏名や肖像、住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、作品（作文、絵画、デザイン、写真、音楽、研究成果、レポート等）が該当する

#### 【公開しないもの】

- ・ 公的な帳簿及びその写しなどの公開されないもの  
（成績、健康診断など）
- ・ プライバシーの侵害となるおそれのあるもの  
（住所、電話番号、生年月日、実名など）

#### 【状況によっては公開するもの】

- ・ 園児、児童、生徒写真  
個人名が特定できないものにかぎる。  
（学級の集合写真や校外学習、学級紹介、行事、児童・生徒会活動など）
- ・ 児童生徒アドレス、趣味特技  
（電子メール等で相手が特定され、学習活動上必要と思われる場合に限る）

#### 【公開に当たって、保護者の承認を必要とするもの】

- ・ 個人名が特定される写真

### 3 リンクについて

教育上の効果を十分配慮し、リンク先のホームページ管理者に許可を得る。

#### 【リンクできるサイト】

- ・ 公的機関

【状況によりリンクできるサイト】

- ・ ページ作成者（園児、児童、生徒は除く）により、教育的に有用と認められるサイト

【リンクしないサイト】

- ・ 上記に該当しないサイト

4 知的所有権の尊重について

児童・生徒の作品も「著作物」であるので、掲載する場合は、本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱うこと。

書物等からの転載や引用については、知的所有権の侵害にならないよう、慎重に取り扱うこと。

学校で実施された講演会の内容や地域と連携した活動の記録等を掲載する場合は、著作権や個人情報の保護に十分留意すること。

5 教師による指導の徹底

インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的なモラルに留意するとともに、児童生徒のモラルの涵養を図るものとする。

生徒が電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信する。

6 取り扱い責任者

サーバー内にある学校ホームページに掲載された情報について、校長・園長は責任をもつ。

校長・園長はインターネットの利用の適正を図るため、別に情報教育推進委員長（視聴覚主任）をおく。

7 インターネット利用についてのガイドラインの見直し

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、このガイドラインの見直しの必要が生じたときは、十分な検討を経て、ガイドラインの見直しを行う。

## 学校のホームページ公開までの手続き

- 1 各学校の情報教育関係委員会で、ホームページの内容を検討する。特に児童・生徒の個人情報に掲載する場合は、ガイドラインに沿って判断し、基本的に本人並びに保護者の許諾を得るなど慎重に取り扱う。
- 2 校長は、岐阜市教育委員会学校指導課に下記の書類を提出する。  
「ホームページの公開について（依頼）」1部  
ホームページのすべてを印刷したもの 1部
- 3 教育委員会で検討し、承認の通知をする。
- 4 教育委員会からの承認通知を受け、公開する。
- 5 ホームページの内容を更新する場合は、上記1～4に準じる。

### （資料）

- ・ ホームページ公開依頼
- ・ ホームページ更新依頼